

北秋田市宿泊施設誘致支援業務
応募型プロポーザル仕様書

北秋田市産業部産業政策課

北秋田市宿泊施設誘致支援業務応募型プロポーザル仕様書

1. 趣旨

本市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域経済の縮小や担い手不足など様々な課題に直面している。一方で、秋田内陸線や大館能代空港などの交通基盤を有し、森吉山や阿仁地域のマタギ文化、世界自然遺産白神山地へのアクセス拠点としての優位性など、豊かな自然環境や観光資源を有していることから、交流人口の拡大や観光振興による地域活性化が重要な施策となっている。

近年は、国内観光需要の回復や訪日外国人旅行者の増加に加え、ワーケーションや長期滞在など旅行形態の多様化が進んでおり、地方における宿泊需要の拡大が期待されている。また、本市においても観光客やビジネス利用者等の宿泊需要が見込まれるものの、市内宿泊施設の受入体制には一定の制約があり、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るうえで、宿泊機能の強化が課題となっている。

このため、本市ではこれまで宿泊需要調査や市場性分析を実施し、宿泊施設整備の可能性について検討を進めてきたところであるが、実際の宿泊施設誘致を実現するためには、民間事業者の投資意向や参入条件、事業採算性等について、事業者の視点から具体的な評価を行う必要がある。

本業務は、本市における宿泊施設整備の可能性について、宿泊事業者やデベロッパー等を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、進出意向や事業化に向けた課題、必要な条件等を把握するとともに、その結果を踏まえた宿泊施設誘致戦略の構築及び事業者との協議支援を行い、本市への宿泊施設誘致の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

2. 業務の名称

北秋田市宿泊施設誘致支援業務

3. 委託期間

本業務の契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託契約に関する基本事項

（1）委託料の上限は、11,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

5. 業務の内容

本業務を進めるにあたっての業務内容は目的を十分に理解し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- （1）需要、管理運営に係る損益及び事業規模の試算
- （2）適切な事業運営スキームの検討・提案
- （3）サウンディング設計
- （4）民間企業の抽出及び打診

- (5) サウンディングの実施
- (6) サウンディング結果の取りまとめ
- (7) 広告掲載による北秋田市 PR

6. 業務実施上の留意事項

受託者は、業務の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

(1) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令、条例、規則等を遵守するものとする。

(2) 北秋田市との協議

業務の実施に当たり、適宜北秋田市と十分な協議及び調整を行うものとし、疑義が生じた場合は、その都度北秋田市の指示を受けるものとする。

(3) 資料等の取扱い

北秋田市から貸与された資料等については、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

また、業務完了後は、速やかに返却又は破棄するものとする。

(4) 秘密の保持

本業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。

特に、企業サウンディングにより取得した情報については、企業の権利利益を害することのないよう適切に取り扱うものとする。

(5) 再委託の制限

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ北秋田市の承認を得た場合は、この限りでない。

7. 業務の実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ適正に実施するため、業務責任者を配置するとともに、必要な人員体制を整えるものとする。

なお、業務責任者は、本業務全体の進行管理を行い、北秋田市との連絡調整の窓口となるものとする。

8. 打ち合わせ

打ち合わせは、原則として初回、中間、納品時の計5回以上とし、必要に応じて適宜実施するものとする。

受託者は、打合せ後、速やかに打ち合わせ記録を作成し、北秋田市に提出するものとする。

9. 成果品

受託者は、本業務の成果として、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 宿泊施設誘致計画の検証資料 一式
- (3) 需要、損益及び事業規模の試算資料 一式
- (4) 事業運営スキームの検討・提案資料 一式
- (5) サウンディング実施計画書 一式
- (6) サウンディング結果報告書 一式
- (7) 専門誌広告掲載に係る資料 一式
- (8) 上記成果品の電子データ 一式

10. 成果品の提出方法

成果品は、書面 5 部（カラー）及び電子データにより提出するものとする。

電子データの形式は、PDF 形式のほか北秋田市が編集可能な形式を含めるものとする。

11. 成果品の帰属

本業務により作成された成果品に係る著作権その他一切の権利は、北秋田市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従前から保有する著作物、ノウハウ等については、この限りでない。

12. その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、北秋田市と受託者が協議の上、定めるものとする。